

働き方改革関連法案に係る本学の対応について

1 趣旨及び概要

平成30年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（働き方改革関連法案）」により来年度から施行される事項については、以下のとおりである。

No.	改正事項	施行日		本学の対応
		大企業	中小企業	
1	フレックスタイム制の清算期間の上限を最長3か月まで延長	H31.4.1	同左	対象外
2	時間外労働上限規制の見直し 労使協定の上限 (月100時間未満、年720時間以下) 実労働の上限 (月100時間未満、平均80時間以下)	H31.4.1	H32.4.1	就業規則に追記 ※下記参照
3	割増賃金率に関する中小企業の猶予措置廃止	—	H35.4.1	給与規程に追記 ※下記参照
4	使用者からの年次有給休暇の時季指定義務	H31.4.1	同左	就業規則に追記 ※下記参照
5	高度プロフェSSIONAL制度の創設	H31.4.1	同左	対象外
6	勤務時間インターバルの普及促進	H31.4.1	同左	努力義務
7	産業医・産業保健機能の強化 産業医へ労働者の労働時間に関する情報などの提供義務	H31.4.1	同左	対応済
8	同一労働同一賃金 正社員とパート、有期契約の不合理な待遇差の禁止	H32.4.1	H33.4.1	要検討

2 改正内容

【就業規則関連】表のNo. 2、No. 4 関連

- (1) 時間外勤務の時間を休日勤務時間を含めて月100時間未満、2月から6カ月の平均80時間以下とする旨を就業規則に明記する。
- (2) 年次有給休暇の日数が10日以上職員に対し、年次有給休暇のうち5日について、職員ごとにその時季を指定する旨を就業規則に明記する。

【給与規程関連】表のNo. 3 関連

1箇月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を150/100とする旨を給与規程に明記する。